

ヘーゲル判断論における思考と存在との同一性としての真理 ——カントの超越論的真理との比較——

堀永 哲史

1 はじめに

ヘーゲルは「私が私の哲学的な努力のなかで総じて目指してきて、そして現に目指していることは、真理の学的な認識である」(GW20, 5)と宣言する。それにもかかわらず、ヘーゲルのテキストには様々な「真理」概念の用法が見られる。本稿はその「真理」概念を次の四つの「側面」¹に区分する。(1) 正、(2) 真、(3) 全体論的真理、そして(4) 思考と存在との同一性(以下、「同一性テーゼ」とも呼ぶ)である。この区別を前提にしたうえで本稿は同一性テーゼを主題にする。

本稿が「同一性テーゼ」と呼ぶものは、ヘーゲルが『大論理学』で前提する「意識の対立からの解放」(GW21, 33)のことである。「意識の対立」とは、思考と存在との二元論的な対立のことである。そしてこの二元論からの「解放」は思考と存在との同一性を意味する。2節で詳しく取り上げるように、Halbigは、この同一性テーゼに、現代の真理論で議論される「真理の同一説」を見てとる。真理の同一説とは、判断の真理が、その判断の内容と世界のなかの事態との同一性にある、とする理解である。この理解の場合、ヘーゲルの同一性テーゼは、例えば「この葉は緑である」のような個別的な判断内容と世界のなかの個別的な事態とのあいだの同一性を意味することになる。このことからさらに Halbig はヘーゲルの立場を、表象するものと表象されるものとの二元論を拒否する「アンチ表象主義」として理解する。この解釈の場合、ヘーゲル哲学からは、表象と対象との一致としての対応説的真理(「正」)の位置が失われ、正が真理の同一説にとってかわられることになる。しかし本稿の理解では、ヘーゲルは正を批判しつつも、この正が思考と存在との同一性の境位においてどのように可能になるのかを示してもいる²。

本稿の解釈では、ヘーゲルが『大論理学』で前提する同一性テーゼは、真理の同一説的解釈が想定するように経験的な次元で成立するのではなく、むしろより基礎的な次元で成立する。さらに言えば、同一性テーゼは経験的な次元における「正」を基礎的な次元で可能にする。このことを理解するために、本稿はヘーゲルの同一

¹ 本稿が「真理」概念の四つの区分を「側面」と呼ぶのは、これらの側面は最終的には統一的に理解されうるという見通しを持つからである。しかし統一的に理解するにしても、まずはヘーゲルが言う「真理」にどのような側面があるのかを明確にしておくことが不可欠であろう。そして本稿の主眼は、ヘーゲルの「真理」概念を明確にするために、まずは四つの側面に分けたうえで、判断論を手掛かりにそのうちの一つの同一性テーゼを明らかにすることである。

² もちろん正が思考と存在との同一性の境位において位置づけなおされるかぎり、正は思考と存在との架橋不可能な間隙を前提に理解されるそれとは異なるものになる。

性テーゼとカントの「超越論的真理」を比較する。というのは、超越論的真理は、個別的な経験判断と個別的な経験対象とのあいだに成り立つ経験的真理に先立って、その経験的真理を可能にするものとして理解されているからである。本稿の見立てによれば、ヘーゲルの同一性テーゼもまた、判断論の文脈では、個別的な経験判断と個別的な経験対象とのあいだに成り立つ経験的真理（ヘーゲルにとっては「正」）に先立って、この経験的真理を可能にするものである。

ただし、同一性テーゼはヘーゲル論理学の前提であるということが意味するのは、〈ヘーゲル論理学で扱われる思考諸規定³は思考一般の規定であるだけでなく、存在一般の規定としても理解されなければならない〉ということである。そのため、同一性テーゼが成り立つことを示すには、本来どの思考諸規定を取り上げてもよいはずである⁴。そのなかで本稿がとくにヘーゲルの判断論を手掛かりに同一性テーゼを論じる理由は二つある。第一に、本稿はとくに真理の同一説的解釈(Halbig)への疑念を出発点とし、そのうえで本稿はカントの超越論的真理との比較をとおして同一性テーゼを明らかにしようとするが、その際、真理の同一説でも超越論的真理でも、いずれも「判断」が問題になるからである。第二に、「判断」はヘーゲル自身にとっても思考と存在との同一性を語るうえで適切な規定のうちの一つだったと考えられうるからである。例えばヘーゲルは『信と知』においてカントの「アプリアリな総合判断はいかにして可能か」(KrV, B19)という問いを、判断における「主語」＝「特殊なもの」＝「存在の形式」と「述語」＝「普遍的なもの」＝「思考の形式」との絶対的同一性の問題として理解していた(GW4, 327)⁵。また『大論理学』においても、「判断」は、それが概念の自己分割として、概念が「規定された存在としての定在のうちへと登場すること」(GW12, 53)を表現するかぎり、「概念の最初の実在化」(GW12, 53)として理解される⁶。以上の二つの理由から、本稿は判断論を手掛かりに同一性テーゼを明らかにする。

³ 本稿は「思考諸規定」という言葉で、質や量などの諸カテゴリーや、判断や推論などの思考諸形式、つまりヘーゲル論理学で主題になる諸規定を理解する。

⁴ 黒崎 2016 は『大論理学』の始元である「純粹存在」に即して同一性テーゼを論じている。また私は以前、同一性テーゼに基づいて、「本質」や「反省」が思考の規定であるだけでなく、存在の規定でもあると見立てたうえで、本質論冒頭の仮象章 A 節と B 節を扱った(堀永 2019)。

⁵ ただし「絶対的同一性は媒概念としては判断においてではなく推論において示される」(GW4, 328)と言われる。しかしこのことが意味するのは、判断では存在(主語)と思考(述語)との同一性は「である」というコブラ、つまり没意識的なもの」(GW4, 328)であるが、推論ではこの同一性が「媒概念」として明示化されるということであって、判断では存在と思考との同一性が成立していないということではない。つまり判断にも潜在的であるとはいえ、存在と思考との絶対的同一性は含意されている。

⁶ ただし本稿の理解では「概念の最初の実在化〔実現〕」という表現は二つの意味を含んでいる。第一に、その表現は、概念が定在の領域に立ち入るということ、つまり思考と存在との同一性を意味する。第二に、その表現は、「最初の」という表現が付されていることから、概念が「純粹概念とその実在性との絶対的統一」(GW12, 253)としての「絶対的理念」に向けて、自己展開的に自己を実現していく過程の最初の段階であることを意味する。

本稿の構成は以下のようなになる。2節では、ヘーゲルの「真理」概念の諸側面を概観する。ここでは(2.1)先に提示した四つの側面への区別をヘーゲルのテキストから示すとともに、(2.2)その区別の理由を示す⁷。さらに、(2.3)同一性テーゼに関して、真理の同一説的解釈(Halbig)をより詳しく紹介する。また、この解釈とは異なる本稿の解釈を大まかに提示し、本稿の解釈を説得的に論じるためには、カントの「超越論的真理」との比較が必要であることを示して、3節の議論につなげる。3節では、カントの超越論的真理を扱う。まずは(3.1)カントの超越論的真理が経験的真理を可能にする基礎的な次元で成立することを明らかにする。次に(3.2)超越論的真理が感性と悟性との総合的統一によって成り立つこと、そしてこのことによって超越論的に真である「判断」が成立することを明らかにする。最後に(3.3)超越論的真理が経験的な真／偽に先立つ次元で問題になることをより強調するために、超越論的真理の対概念について検討する。ここでは超越論的真理の対概念を「無」と理解することによって、超越論的に真でない判断は、そもそも経験判断が成立せず「無」になることを明らかにする。4節ではヘーゲルの同一性テーゼに戻る。ここでは判断論に立ち入る前に、同一性テーゼの観点から思考諸規定一般が思考と事物にとって基礎的であること、さらにこの思考諸規定なしには事物がまったく規定されないという意味で「無」が帰結することを示す。5節では、ヘーゲルの判断論における同一性テーゼを明らかにする。まず(5.1)ヘーゲルの「判断」一般においても、同一性テーゼは、判断形式が思考と存在にとって同じ基礎的な規定であることを意味することを示す。さらに(5.2)このことを具体的に示すために、肯定判断と単称判断という異なる判断形式についてのヘーゲルの議論を例にとる。このことによって判断形式が同一性テーゼに基づいて、判断主体の思考様式と判断対象の存在様式の両方を規定すること、さらにこのことによって始めて判断主体による個別的な判断と個別的な判断対象との経験的な一致(「正」)／不一致が成立しうることを示す。最後に6節では、以上の議論をふまえて、真理の同一説的解釈(Halbig)がヘーゲルの同一性テーゼの理解としては不適切であることを示して本稿を閉じる。

2 ヘーゲルの「真理」概念の諸側面

同一性テーゼを適切なかたちで主題にするために、本節では前節で掲げたヘーゲルの「真理」概念の区別に立ち入る。そのあとに、同一性テーゼについてのHalbigの解釈とそれに対する本稿の解釈を提示し、本稿の解釈を説得的に論じるために同一性テーゼとカントの超越論的真理との比較が必要であることを示す。

⁷ 本稿によるヘーゲルの「真理」概念の区別に疑問や関心を抱かない場合は、2.3から読み始めることもできる。

2.1 ヘーゲルの「真理」概念の四つの側面

本稿はヘーゲルの「真理」概念を、(1) 正、(2) 真、(3) 全体論的真理、そして(4) 思考と存在との同一性(同一性テーゼ)の四つの側面に区別する⁸。以下では、それぞれの側面についてヘーゲルのテキストを挙げながら説明する。

(1) 正と(2) 真

「真理」概念についてヘーゲルが明確に区別するのは、「正(Richtigkeit)」と「真(Wahrheit)」である。この両概念について『エンツュクロペディ』の172節の補遺では以下のように書かれている⁹。

正と真は日常生活ではきわめて頻繁に同じ意味のものとして見なされており、したがってたんなる正が問題になっている場合にしばしば、内容の真が語られることがある。正は一般に私たちの表象とこの表象の内容との形式的一致のみにかかわる。この内容がその他どのような性状をもつにせよである。これに対して真は自己自身との対象の一致、すなわち対象の概念との対象の一致(Uebereinstimmung des Gegenstandes mit sich selbst d. h. mit seinem Begriff)のうちに存する。「ある人は病気である」や「ある人は盗みをした」ということはともかく正しく(richtig)はあろう。しかしこのような内容は真(wahr)ではない。というのは病気の身体は生命の概念と一致していないし、同様に盗みは、人間の行いの概念と一致しない行為だからである。(GW23-3, §172 Z., S. 934-935)

⁸ ヘーゲルの「真理」概念に言及される場合、多くの先行研究では、「正」と「真」(または「全体論的真理」と)の区別のみが指摘される。しかし Aschenberg 1976 や Halbig 2002 はヘーゲルの「真理」概念をさらに細分化している。Aschenberg は、(A1)「絶対的なもの」ないし「神」と同一視される真理、(A2)意識の「知(対他、主観的なもの)」の「尺度」となる「自体、客観的なものなどの契機」としての真理、(A3)「対象と私たちの表象との一致」としての伝統的な対応説的な意味での真理、(A4)「内容と自己自身との一致」あるいは「対象と自己自身すなわち概念との一致」としての真理、以上の四つを挙げている(Aschenberg 1976, 220-222)。ただし、Aschenberg が主題にするのは、『精神現象学』に特有の「真理」概念の(A2)である。(A2)はさらに「含意的な現象学的真理概念」と「明示的な現象学的真理概念」とに区別される。そして Aschenberg によれば『精神現象学』では、これら二つの現象学的真理概念に加えて、(A3)の認識論的真理概念と、(A4)のカテゴリー的な真理概念(これは本稿が言う同一性テーゼであり、Aschenberg は同一性テーゼと真とを同一視している)の四つの真理概念が登場するとされる(Aschenberg 1976, 291 f.; またこれら真理概念の相互の区別については 248 ff.を参照)。他方で Halbig は、まず(H1)「正」ないし「形式的真理」と(H2)「真」ないし「存在論的真理」とに大別して、さらに後者を(H3)「絶対的真理」と(H4)「段階的真理」に下位区分する(Halbig 2002, 217の図を参照)。それに加えて Halbig はヘーゲルの真理論に(H5)「真理の同一説」も見とる(vgl. Halbig 2002, 209, 215)。本稿はこれらの研究を参考にしながらも別の区別をする。これらの研究との違いは本稿のなかでその都度必要に応じて示していく。

⁹ この箇所と同様の主旨を述べているヘーゲル自身の記述については、GW20, §172 A.を参照。

この引用では、一方で「私たちの表象とその表象の内容との形式的な一致」が「正」と呼ばれて批判され、他方で「自己自身との対象の一致、すなわち対象の概念と対象の一致」に「真」という名前が与えられている。表象とその表象の内容との一致としての「正」は、古典的な対応説における知性と知性の対象との一致を意味する¹⁰。他方で、「真」はヘーゲル固有の「真理」概念である。真すなわち〈対象と対象の概念との一致〉における「概念」とは、対象の「当為」や対象が属する類の〈在るべき在り方〉を意味する。このことは「真」が問題になるヘーゲル判断論の「概念の判断」についてのヘーゲルによる定式化から理解されうる。ヘーゲルによれば「概念の判断」は、「事象が端的に前提された当為としての自分の普遍的な概念に即して測られ、この概念と一致しているか、いないか」(GW12, 84)を価値判断する。ここでは、事象の「普遍的な概念」が「前提された当為」と言われている。したがって真は〈対象とその対象が属する類の在るべき在り方との一致〉を意味し、例えば「真の友人」や「真の国家」における「真」に当たる。Sternはハイデガーによる区別に依拠しながら、正を「命題的真理 (propositional truth)」、真を「質料的真理 (material truth)」と呼ぶ (Stern 1993, 645)。命題的真理は命題や文、判断などと世界のなかの事態との一致としての真理であり、他方で質料的真理は何らかの「事物」一般¹¹がその〈在るべき在り方〉に一致することとしての真理である¹²。

¹⁰ 表象と表象の内容との「形式的な一致」における「形式的」という表現は形式論理学の規則（例えば無矛盾律など）に従っているという意味にもとることができるかもしれない。実際、Aschenbergが指摘するように、「通常、正のもとでは [...] “私たちの” 諸表象（諸判断、諸推論）と形式論理学の諸規則との一致が理解されたし、現にそう理解されている」(Aschenberg 1976, 221 Anm.)。しかしAschenbergによればヘーゲルは、通常理解とは違って、「正」のもとで「私たちの表象と対象の一致」としての伝統的な対応説的な「真理」を理解している (Aschenberg 1976, 221)。実際ヘーゲルは『大論理学』で「直観や知覚の正しさ (Richtigkeit)、つまり表象と対象との一致」(GW12, 65) という表現をしている。本稿でも、「形式的な一致」の「形式的」の意味は分からないが、ヘーゲルの「正」は表象と対象との一致や個別な判断とその個別な判断対象との一致という伝統的な対応説的「真理」に相当する、と理解する。

¹¹ Halbigが書くように、この事物には物的な対象だけでなく「存在論的諸構造」つまり思考諸規定も含まれる (Halbig 2002, 217)。

¹² ヘーゲル真理論に関する最近の研究については Ficara 2021 も参照。Ficara もヘーゲルの「真理」概念を「正」(R) と「真」(W) —— Ficara は真のもとで全体論的真理も理解している —— の二つに区別する (Ficara 2021, 93-94)。Ficara の議論で特筆すべきは次の二点である。(1) 既存の解釈では、ヘーゲル固有の真 (W) が文や命題の性質ではないため、ヘーゲルの真理論は、「文は、原初的で論理的な、また存在論的でもある単位である」とする「フレーゲの見解」に反するとされる (vgl. Ficara 2021, 80) が、これに対して Ficara はむしろ正だけでなく真の担い手も文だと主張する。Ficaraによると、真の担い手になる文は「論理的ないし哲学的探究を正当化する種類の文」であり、「さらなる反省や、類別化、理由づけ、正当化、あるいは他の文との推論的なつながり」を要求する文である (Ficara 2021, 114)。例えば、正の担い手になる文の例は「猫がマットの上にいる」であり、真の担い手になる文の例は「よい国家は民主主義国家である」のような「概念的な文」である (Ficara 2021, 100)。(2) 既存の解釈では、真は対応説的な真理論と共約不可能であるとされ (vgl. Ficara 2021, 107)、あるいは対応説的な定式をとるにしてもそれは整合説に帰一するとされる (vgl. Ficara 2021, 81-82) が、これに対して Ficara は正だけでなく真も古典的な対応説の意味で理解されると主張する (Ficara 2021, 100-

(3) 全体論的真理

次に本稿が「全体論的真理」と呼ぶものをヘーゲルのテキストから確認する。全体論的真理は、(i) 体系的な全体性について言われる真理、あるいは (ii) 体系の構成要素がその体系のなかに位置づけられている場合にその構成要素について言われる真理である。まずは (i) について『精神現象学』の序論の有名な箇所を引用する。

真なるものは全体である。ただし全体とはただ自らの展開をとおして完成する本質である。絶対的なものについて言われなければならないのは、絶対的なものは本質的には結果であり、つまり絶対的なものは終わりにおいてようやく、それが真相において (in Wahrheit) あるところのものだということである。(GW9, 19)

ここでは「全体」そのものが「真なるもの」と言われている。この全体とは体系的全体である。全体論的真理の特徴は、それが「自らの展開をとおして完成する本質」や「結果」として明らかになるとされている点である。つまり全体は初めから前提されているのではなく、全体の構成要素が相互に関連しあいながら全体を構成するプロセスをとおして、最終的に「結果」として明らかになる。全体論的真理はこのプロセス的な性格を一つの特徴とするので、日本語の「真相」という言葉に近い。

ただし、ここで言われる「全体」は、Halbig が「段階的真理」と「絶対的真理」とに区別するように (Halbig 2002, 217)、その都度の段階の相対的な「全体」と、絶対的な意味での「全体」の二つがある。例えばヘーゲル判断論では、各判断形式の不十分さを克服するかたちで次の判断形式が出てくるが、このような行程において最後の判断形式である「必当然判断」が「判断の真理」(GW12, 88) と言われる。この場合、必当然判断は、判断論という段階の相対的な全体から見ると段階的

101)。つまり「d [真の担い手になる文] が真であるのは、その文が「“国家”の意味に関して事実あるとおりのこと (how things stand)」に、つまりよい国家であるところのもの——国家の概念——に対応するとき、かつそのときにかぎる」(Ficara 2021, 101)。Ficara の解釈は、ヘーゲルの真理論と現代真理論との違いを強調する従来の解釈に対するオルタナティブを提供する。しかし Ficara によるヘーゲルの「真理」概念の区別は不十分であるように思われる。例えば本稿の理解では、思考諸規定にかかわる同一性テーゼは、一般的な対応説が想定するような経験的な次元とは別の次元で成立する。また本稿の理解では、「国家」のようなより経験的な概念と異なる、思考諸規定に関する W を対応説的に表現できるかどうかは疑わしい。ヘーゲル論理学は、思考諸形式を「それ自体で完全に正しいもの」と見なす一般論理学と違って、それらが「それ自体で独立に (an und für sich) 真理 (Wahrheit) の形式であるかどうか」を批判的に検討するとされる (GW12, 27)。「それ自体で独立に」という表現は、ここでは〈現実における指示対象や使用とは無関係にそのものとして〉ということと理解できる。そうだとすれば、思考諸規定に関する W は一般的な意味での現実の事態との「対応」とは無関係に成り立つだろう。例えばヘーゲル判断論では、肯定判断の W は否定判断だとされるが (vgl. GW12, 65)、「本来の肯定判断は否定判断である」のような文がどのような現実の事態と対応するのは理解できない。

真理の意味で真理であるが、ヘーゲル論理学の体系全体つまり「絶対的理念」から見るならば克服されるべき一つの段階でしかないのが非真理となる¹³。絶対的な意味での全体論的真理の観点からすると、「絶対的理念のみが存在、不変的な生命、自己を知る真理そして一切の真理である」(GW12, 236)ということになり、その他の体系の諸規定は「非真理」(GW12, 237)だとされる¹⁴。

また、(ii) 全体論的真理は体系的全体に位置づけられている諸契機についても言われる。ヘーゲルは次のように言う。

あらゆる現実的なものも、それが真なるものであるかぎり、理念であり、また自分の真理をただ理念によってのみ持つ。個別的な存在は理念の何らかの側面であり、それゆえ個別的な存在のためには、さらに他の現実的なものどもが必要である。(GW20, §213 A.)

ここでは「あらゆる現実的なもの」について言われているが、より一般的には、ヘーゲル論理学の思考諸規定なども含むあらゆる有限なものについて妥当する。ヘーゲルにとって、あらゆる有限なものは、それ自体で独立にそれ自身として規定されたかたちで存在することはできない。むしろ、あらゆる有限なものは「自分の真理をただ理念によってのみ持つ」。理念とは体系的全体のことであるので、〈有限なものが自分の真理をただ理念によってのみ持つ〉ことは、〈有限なものは、それが属する体系のなかで、その他の体系の構成要素と体系的に関係づけられて初めて真理を持つ〉ということの意味する。それゆえ「個別的な存在のためには、さらに

¹³ 全体論的真理(また真)に対して、「真でないもの」(非真理)は「通例、劣ったもの〔悪しきもの〕(das Schlechte)とも呼ばれるもの」と同じものであるとされる(GW23-3, §213 Z., S. 952)。このことは、「悪無限(das Schlecht-Unendliche)」(GW21, 127)と「真無限(das wahrhaft Unendliche)」(GW21, 135)という対からも理解される。「真でないもの」を「劣ったもの」とする言葉遣いからは、「真理」(正)と「偽」とを固定的に区別する通常理解とは違って、真でないものが全体論的真理のなかに契機として位置づけられるという見解を示唆している(vgl. GW9, 34-35; GW23-3, §212 Z., S. 951)。というのは、ある事象が「劣ったもの」である場合、その事象は部分的にであれ、自らの概念や理念に一致しないし適合しているからである。ヘーゲルの例を借りれば、「その実在性が概念に合致することが最も少ないような最悪の国家でも、それがなお現実存在するかぎり、それはなお理念である」(GW12, 175-176)。反対に、概念や理念と完全に不一致であるようなものは「無」(GW12, 174)だとされる。以上のことから全体論的真理の観点では、真理値は真/偽の二つではなく、真/劣〔悪〕/無の三つである。なおのちに明らかにするように、同一性テーゼもまた、これが成立しない場合に「無」を帰結する(4節、5.1節)。このことが意味するのは、真、全体論的真理そして同一性テーゼのようなヘーゲル固有の「真理」概念は正に先立って、この正を可能にするものであり、それが成立しない場合は、偽ではなく無が帰結するということである。

¹⁴ 絶対的な意味での全体論的真理は宗教的表象のもとでは「神」と呼ばれるものである。『エンツェクロペディ』の24節の補遺で次のように言われている。「神のみが概念と実在性との真の一致である。しかしあらゆる有限な事物はそれ自体で非真理を持っている。それらの有限な事物は概念と現実存在を持つが、しかしこの現実存在は有限な事物の概念に適合していない。それゆえあらゆる有限な事物は没落せざるをえず、そのことによって有限な事物の概念と有限な事物の現実存在との不適合が顕示される。」(GW23-3, §24 Z. 2, S. 823)。

他の現実的なものどもが必要である」と言われている。つまり、あらゆる有限なものは他の有限なものとの関係によってはじめてそれ自身として規定されて存在する。こうしたヘーゲルの全体論的真理を判断論に当てはめると、Inwood が言うように、それぞれの判断の真偽は、個別の判断だけでは問われえず、むしろ「ある判断がそのなかに枠づけられるところの概念的体系ないし理論」(Inwood 1992, 300)、つまりその他の諸判断との整合的な連関のなかでのみ問われうることになる。

以上では、全体論的真理が (i) 段階的な意味においてであれ絶対的な意味においてであれ体系的全体そのものについて言われる場合と、(ii) その体系的全体のなかに位置づけられている構成要素について言われる場合の二つを確認した。ただし後者の場合も、体系的全体が真理であり、その構成要素は体系的全体の真理をいわば「分有する」と言うことができる¹⁵。以上のことから本稿は、〈全体論的真理は、段階的な意味においてであれ絶対的な意味においてであれ、体系的全体について言われる真理、あるいはその体系的全体の真理を分有するかたちで体系の構成要素についても言われる真理である〉と理解する。

(4) 思考と存在との同一性 (同一性テーゼ)

最後に、本稿が「思考と存在との同一性」または「同一性テーゼ」と呼ぶものについて確認する。ヘーゲルはさまざまな仕方で思考と存在との二元論への拒否や、反対に思考と存在との同一性について語る。例えば『大論理学』の緒論では次のように述べられている。

それゆえ純粋な学は意識の対立からの解放を前提する。純粋な学は、思想が同様に事象それ自体そのものでもあるかぎり、思想を、また事象が純粋な思想であるかぎり、事象それ自体そのものを含む。(GW21, 33)

¹⁵ Schnädelbach は、本稿が言う全体論的真理を念頭に置いて、ヘーゲルの「真理」概念がプラトニックな「分有論」を引き継いでいることを指摘する (Schnädelbach 1993, 801)。そして Schnädelbach はヘーゲルの「真理」概念の「全体論的」(Schnädelbach 1993, 804) な性格を正しく指摘する。ただし Schnädelbach は、ヘーゲルがこうした真理論によって「[カントの] 批判以前の形而上学」(Schnädelbach 1993, 801) に退行していると主張しており、さらには「ヘーゲルの真理論はその核心において神への知的な奉仕としての思弁的神学であり、それはキリスト教の歴史に属している」(Schnädelbach 1993, 808) と言う。本稿もヘーゲルの全体論的真理がヘーゲルの「神」理解にも関わることは否定しないが、それが「思弁的神学」に還元されるとは理解しない。この点については全体論的真理についてのより詳しい議論が必要であろうが、こうした議論は本稿の目的から外れるため、別の機会に譲りたい。先行研究では例えば Lau が、非神学的な観点から、全体論的真理に基づくヘーゲルの全体論的な体系構成を、クワインの「認識論的全体論」と関連づけている (Lau 2004, 60-61 Anm.)。

「意識の対立」とは思想と事象、思考と存在あるいは主観と客観といった二元論的な対立のことである。「純粹な学」つまりヘーゲル論理学は、こうした二元論からの解放、つまり思考と存在との同一性を前提する。

2.2 「真理」概念の区別の正当化

最後の同一性テーゼについての本稿の解釈の方向性を示す前に、以上の区別は自明ではないため、いくつかの区別についてその理由を述べておきたい。正とその他の「真理」概念との区別は一般に認められているため、以下ではとくに (i) 真と全体論的真理を区別する理由、そして同一性テーゼを (ii) 真から区別する理由と、(iii) 全体論的真理から区別する理由を述べる。

(i) 真と全体論的真理との区別について

真と全体論的真理は、概念や理念に関わる点で大部分重なり合う。実際ヘーゲルのテキストでも、これら両側面が「正」と対比されているため、ヘーゲルが両者を意識的に区別しているようには見えない (vgl. GW23-3, §172 Z., S. 934-935; GW20, §213 A.)。しかし本稿では全体論的真理がとくにプロセス的または媒介的な性格を持つという点で、全体論的真理を真とは別の側面として区別する。ところで真は先に述べたように「概念の判断」で登場する。「概念の判断」の最初の判断形式である「突然判断」の例は、例えば「この家はよい」である。この判断では、〈この家〉が家という類の〈在るべき在り方〉に一致しているという点で、「真の家」として「真」が表現される。ただしこの突然判断は理由なしの「直接的」(GW12, 85) な判断または「主観的な断言」(GW12, 85) だとされる。そのため、突然判断で成立する真はまだ全体論的真理に不可欠な媒介構造を含まない。この媒介構造が登場するのは、媒介項となる理由の挙示をともなう「必自然判断」においてである (vgl. GW12, 88)。この点で全体論的真理と真は別の側面として区別されるべきである。ただし真は媒介構造を必ずしも含まないが、全体論的真理は〈対象と対象の概念との一致〉という真の特徴を含む。というのは、体系的全体としての理念(全体論的真理)はその体系に属する諸部分の統一からなるが、その諸部分が理念に属するのは、それらがその概念や理念に部分的にでも適合している場合だからである。

(ii) 同一性テーゼと真との区別について

Aschenberg は、正に対比される真を、「思弁的」または「カテゴリー的」真理とも呼ぶが、このカテゴリー的真理は本稿が言う同一性テーゼを意味する (Aschenberg 1976, 222)。つまり Aschenberg は、本稿で言うところの真と同一性テーゼを同一視する。これに対して本稿は以下の点で両者を区別する。一方で真は

個別的な対象がその対象が属する類の〈在るべき在り方〉に一致することを意味する。他方で同一性テーゼは、ヘーゲル論理学で扱われる思考諸規定が思考様式一般と存在様式一般にとって同じ論理的な基礎であることを意味する。このように真と同一性テーゼのもとでは主題になっている事柄が異なる。ただし、ヘーゲルは思考諸規定と類を類比的に理解しており、思考諸規定が思考だけでなく事象そのものにとっても基礎的な規定であることを説明する際に「類」の例を用いる¹⁶。同一性テーゼを〈存在者一般と存在者が存在者であるために必要な概念（思考諸規定）との一致〉として捉えるならば、〈対象と対象の概念との一致〉としての「真」と同一性テーゼとが重なり合うことになろう。しかしそれでもなお本稿の理解では、真では個別的な対象の規定が問題になるのに対して、同一性テーゼでは存在者一般の規定が問題になっているという次元の違いがある¹⁷。

(iii) 同一性テーゼと全体論的真理との区別について

たしかに絶対的意味での全体論的真理としての「絶対的理念」は「純粹概念とその実在性との絶対的統一」(GW12, 253)と言われる。しかし体系的な位置づけから一見して分かることは、同一性テーゼはヘーゲル論理学の前提としてその始まりに位置するのに対して、全体論的真理はヘーゲル論理学の帰結としてその終わりに位置する、という両者の違いである。しかも絶対的理念の段階からするとヘーゲル論理学の思考諸規定の全行程は「非真理」¹⁸だとされる。そうすると仮に全体論的真理を同一性テーゼと同一視してしまえば、この「非真理」は思考と存在とが同一でないことを意味し、それゆえ究極的には絶対的理念以外の思考諸規定のもとでは思考と存在が非同一であることに、つまり絶対的理念以外の思考諸規定はたんに主観的思考の規定にすぎないことになろう¹⁹。しかしこのことはヘーゲル論

¹⁶ 4節のブロック引用 (GW21, 15) およびその脚注 34 を参照。

¹⁷ 実際、選言判断が「客観的普遍性」と「その特殊化」を表現するだけであり「個別性」までは表現できないのに対して、その次に登場する「概念の判断」、つまり真の領域の判断は、「具体的な個別一般」としての「主語」を扱うとされる (GW12, 85)。私の理解では、真は個別的な判断対象とその概念との一致にかかわるかぎり、個別的な判断対象の本質的な同定を保証する。この点については稿を改めて判断論の「概念の判断」に立ち入って議論する必要がある。

¹⁸ ヘーゲルは絶対的理念章で次のように言う。「[...] 論理的なものの全行程においては与えられた内容と客観のあらゆる形態が現れているが、この論理的なものの全行程はそれらの形態の移行や非真理を示した」(GW12, 237)。ここでは、第一に「論理的なもの」すなわち『大論理学』で扱われる思考諸規定はそれぞれが客観の論理的な形態であること、そして第二に各思考規定が止揚されて、次の思考規定が導出されるという「論理的なものの全行程」は、それらの思考規定の有限性を、つまり他の規定との関係や体系的連関なしには存在しえないという意味での「非真理」を明らかにするプロセスであること、以上の二点が言われている。本稿の理解からすれば、第一の論点は同一性テーゼに関わり、第二の論点は全体論的真理にかかわる。

¹⁹ Ng は、『差異論文』における主観的主観 - 客観と客観的主観 - 客観との同一性と区別との同一性（「思弁的同一性」）が、『大論理学』では認識（主観的主観 - 客観）と生命（客観的主観 - 客観）との弁証法的な統一としての「理念」に見出されると解釈する (Ng 2020, 244)。そのう

理学の前提に反する。本稿の理解では、同一性テーゼは前提としてすべての思考諸規定に該当し、他方で全体論的真理は体系的な序列のもとで後続する規定が先行する規定の限界を克服しているという点でより「真」であるときに獲得される。そのためヘーゲル論理学では思考諸規定が事象そのものに客観的に妥当するということは同一性テーゼのもとですでに前提されており、他方でヘーゲル論理学内部の課題は、思考諸規定そのものがそれらの「真相」(全体論的真理の意味での真理)において何であるかを批判的に解明することである²⁰。

えで Ng は「理念が思考諸規定の実在化の様態を保証して、思考諸規定が実在性に対応することを確認するかぎり、理念は思考諸規定の根拠である」(Ng 2020, 257)と主張する。このとき Ng が重視するのは理念章で論じられる「生命」概念である。Ng によると、カントの『純粹理性批判』において図式論が概念と直観とを媒介する役割を演じるのと類比的に、ヘーゲルの『大論理学』において「生命は、超越論的判断論の部門として、概念と直観(ヘーゲルにとっては、概念と客観性)に直接的な統一をもたらす」(Ng 2020, 258)。そのため Ng によると、「理念」以前の「主観的概念」に位置する「判断」は、「実在性に対応しようと努力する」が、究極的には「ヘーゲルが理念と呼ぶものに私たちが到達するまでは、実在性に不適合かつ不平等でありつづける」(Ng 2020, 199)。Ng の解釈は同一性テーゼを理念(全体論的真理)のもとで捉えなおす場合には啓発的である。しかし同一性テーゼを理念と同一視することによって、理念以前の思考諸規定において同一性テーゼが成り立たないとする Ng の解釈は、ヘーゲル論理学の前提である「意識の対立からの解放」に反する。Ng の解釈と違い、本稿では、理念以前の思考諸規定においても同一性テーゼが成り立つと解釈する。たしかにヘーゲルは「判断の立場は有限性である」(GW20, §168)と言い、判断の段階における主語(事物の定在)と述語(普遍的本性)との分離を強調する。しかし本稿の理解では、このことは、判断が事物から分離した主観的な形式にすぎないことを意味するのではなく、判断の段階においては判断主体の思考様式も判断対象の存在様式もともに分裂の段階にあることを意味する。例えば最初の判断タイプである「定在の判断」では、判断対象は直接的な個別性と直接的で感性的な質との分裂の段階にあり(5.2を参照)、最後の判断タイプである「概念の判断」では、判断対象は「存在」と「当為」との分裂の段階にある(GW12, 88)。本稿は思考諸規定が思考と存在にとって同じ基礎的な規定だと理解するため、各思考諸規定のもとで示される限界は、思考だけにかかわる限界ではなく、存在にもかかわる限界だと理解する。

²⁰ 同様のことは Aschenberg も指摘している。まず前提として Aschenberg は「カテゴリー的真理概念」つまりカテゴリー(思考諸規定)に関する思考と存在との同一性としての真理の導出が『精神現象学』の目標だと理解する(Aschenberg 1976, 291)。そして『大論理学』の課題は、『精神現象学』の成果を前提にしたうえで、思弁的な観点から個々のカテゴリーの妥当性を反省的に検討することだとされる。「思弁的な妥当性の反省(Geltungsreflexion)は、カテゴリー性の思想のうちすでに含まれている、あらゆるカテゴリーの原理的な真理を基礎にして、個々のカテゴリーとカテゴリーの諸局面の相対的真理を吟味し、したがって、カテゴリー的な体系全体においてそれらのカテゴリーに帰属する「位置」を定義する。この場合この「位置」は、絶対的真理の最終的な段階に対するそれらの個々のカテゴリーの相対的な「近さ」あるいは「遠さ」に即して測られる。〔思弁的な妥当性の〕反省の運動は、自らの目的(Telos)としての絶対的真理へと方向づけられているのである。」(Aschenberg 1976, 303)。「思弁的な妥当性の反省」とは、「カテゴリーの原理的な真理」つまり思考と存在との思弁的な同一性を前提にした個々のカテゴリーが、そのカテゴリーが表現すべきものを実際に表現できているかどうかを検証することである。この思弁的な妥当性の反省をとおして、各思考規定の限界が明らかになるとともに、その限界を克服する次の思考規定が先行する思考規定の「真相」(相対的な意味での全体論的真理)として登場するというプロセスが『大論理学』の行程をなす。この「反省の運動」は、最終的な「絶対的真理」(絶対的な意味での全体論的真理)としての絶対的理念を「目的」とし、そこに帰結する。そして個々の思考諸規定は、絶対的理念という「カテゴリー

以上のような議論をもとに、本稿はヘーゲルの「真理」概念を、(1) 正、(2) 真、(3) 全体論的真理、そして(4) 思考と存在との同一性(同一性テーゼ)の四つの側面に区別する。

2.3 同一性テーゼと真理の同一説

以上の区別に基づいて本稿はとくに同一性テーゼを主題にする。同一性テーゼは「意識の対立からの解放」を意味することから、ヘーゲルの立場は、表象するものと表象されるものとの二元論を拒否する「アンチ表象主義」としても理解される²¹。その理解のもとで、HalbigはBaldwin 1991を引き合いに出しながらヘーゲルに「真理の同一説」を見出す(vgl. Halbig 2002, 209, 215)。Baldwinによれば、「真理の同一説」とは「判断の真理は事実と判断の内容との同一性のうちにある」(Baldwin 1991, 35)というものである。真理の同一説は、McDowellの言い方を借りれば「思考そのものと世界との間にはいかなるギャップもない」(McDowell 1996, 27; vgl. Halbig 2002, 216)ということを含意する。Halbigは自らの解釈を裏づけるために、「この葉は緑である」というまったくの感性的な内容をもつ命題において、すでに存在、個別性といったカテゴリーがまじっている(GW20, §3 A.)というヘーゲルからの引用に依拠して、次のように言う。「認識する知性が認識するのは事実あるところのものに他ならず、つまり私の窓の前にある木にある葉が緑であるということに他ならない——そしてまさにこのことを私は認識するのである。私の認識の命題的内容と世界のなかの事態は同一性の関係のうちにある。」(Halbig 2002, 360)。ここでHalbigが主張しているのは、個別的な命題的内容と個別的な事態との同一性である。

しかし本稿の理解では、先の引用でヘーゲルが主張しているのは、「この葉は緑である」という命題が世界のなかの個別的な事態と同一であるということではなく、その命題の「感性的な内容」が「存在、個別性といったカテゴリー」によって構成されているということである。そこで本稿は同一性テーゼを、個別的な経験判断と個別的な事態との同一性ではなく、〈思考と存在がともに同じ基礎的な思考諸規定によって構成されている〉という意味として理解したい。このことは、〈思考諸規定は思考一般の規定であるだけでなく存在一般の規定でもある〉というヘーゲル論理学の要求を示してもいる。

一的な体系全体」のなかで、それぞれ固有の「位置」を持ち、その全体に対してより「近い」か「遠い」かによって、相対的または段階的な意味での全体論的真理を持つことになる。

²¹ Halbigによると、「表象主義的認識論」とは「独立した現実とは[...] 私たちには直接到達することはできず、ただ与えられたセンスデータから、そのセンスデータの外的な原因を推論するという媒介によってのみ到達することができる」とする立場である(Halbig 2002, 359)。これに対してヘーゲルは「アンチ表象主義的な直接実在論」だとされる(Halbig 2002, 367)。

このことを理解するにはカントを参照する必要がある。というのは、ヘーゲルにとっても、諸カテゴリーの客観的妥当性を証明する『純粹理性批判』の演繹論では、「真理である概念と事物との同一性」(GW12, 23)が示されているからである。実際、その演繹論においてカントは、純粹悟性概念が、あるいは純粹悟性概念と感性的直観との協働による総合的認識(判断)が、可能的経験の対象と一致するという仕方で、思考と存在との同一性と呼びうるものを主張する²²。この一致は「経験的真理」から区別されて「超越論的真理」と呼ばれ、この経験的真理を基礎的な次元において可能にするものである。本稿の見立てによれば、カントの超越論的真理とヘーゲルの同一性テーゼは、「現象」(GW12, 24)の枠内であるか否かを度外視すれば、ともに個別的な経験にとって基礎的な次元で成立する²³。このことを示すために、まずは次節でカントの「超越論的真理」を扱う。

3 カントの「超越論的真理」

²² ただしヘーゲルにとっては、カントにおける概念と事物との同一性は概念と「それ自体で独立にある [...] 事物」との間ではなく、主観のうちの「現象」としての対象との間で成立するにすぎないという点で、本来要求されている概念と事物との同一性ではない (GW12, 24)。

²³ すでに Baum がカントの超越論的真理と、ヘーゲルの「真理」概念——ただし本稿の区別では真または全体論的真理——とを比較している。Baum によると、超越論的真理と真または全体論的真理はともに「アリストテレスがポイエーシスと呼ぶような [...] 対象の産出」(Baum 1983, 247)にかかわるといふ点で共通する。一方でカントの超越論的真理は、「悟性の総合」をとおして、「悟性の諸形式、それとともに同一的な自己意識における意識された諸表象の統一の機能」にしたがう対象を産出することによって成立する (Baum 1983, 247; 本稿 3.2 も参照)。他方でヘーゲルの場合は、概念が「自己自身を内容的に規定して進み、そのことによって実在化する真なるもの」(Baum 1983, 249)として対象を産出するとされる。この時 Baum はポイエーシスとしての「対象の産出」という両真理概念の特徴に、「目的」概念を読み込む (vgl. Baum 1983, 247 ff.)。たしかにヘーゲルの真や全体論的真理は、Baum が『判断力批判』を引き合いに出すように、目的論にかかわる (Ng 2020 はヘーゲルの「理念」概念と『判断力批判』における「内的合目的性」との関係について詳細かつ啓発的な議論を提供している)。しかしカントの超越論的真理には、『判断力批判』で主題となる目的論は認められないように思われる。カントは『判断力批判』の第一序論で、『純粹理性批判』と『判断力批判』の役割の違いを以下のように示す。一方で『純粹理性批判』では、「経験のあらゆる対象の総体としての自然全体が、悟性が自らアプリアリに与える [...] 諸法則にしたがった一つの体系をなす」(AA. XX, 208)ということが明らかにされる。しかしこのような自然の体系は、純粹悟性概念という高度に抽象的なカテゴリーに従うだけである。これに対して、より特殊でより多様な自然が「むき出しのカオスな寄せ集め」(AA. XX, 209)とならないように、「普遍的な諸法則ならびに特殊な諸法則にしたがう経験も [...] (理念のうちで) 可能的な経験的諸認識の一つの体系をなす」(AA. XX, 208)ことを明らかにすることが、『判断力批判』の役割である。そしてより特殊な経験的諸法則の一つの体系にする原理が「合目的性」(AA. XX, 216)である。以上のカントの議論を考慮すると、同一性テーゼと真または全体論的真理との区別は、『純粹理性批判』と『判断力批判』との区別に対応させることができるかもしれない。一方で同一性テーゼは、『純粹理性批判』における超越論的真理と同様に、思考諸規定(カントにとっては純粹悟性概念)と存在者一般(カントにとっては可能的経験の対象一般)との間に成立する。他方で、真や全体論的真理は、個別的な対象とその対象が属する類の〈在るべき在り方〉としての概念や理念との一致にかかわり、そのかぎりでは、『判断力批判』と同様に「合目的性」概念に関連する。

本節では、カントの超越論的真理が、経験的判断が経験的に真／偽であることを可能にする基礎的な概念であり、超越論的に真でない判断は判断一般の失敗すなわち「無」を帰結することを明らかにする。超越論的真理の基礎的な性格と、その不成立が無を帰結するという点は、4節以降のヘーゲルの同一性テーゼにも見出される特徴となる。

3.1 超越論的真理と経験的真理

まずは「経験的真理」と対比するなかで、超越論的論理学に特有の「超越論的真理」が成り立つ次元を明らかにする。そのために簡単に、一般論理学と超越論的論理学とのカントによる区別を確認する。

カントによれば、一般論理学は「経験的な諸条件」を捨象して「悟性ないし理性の使用の形式的なもの」にのみ関わる（KrV, A53/B77）。それゆえ一般論理学が提供することができるのは、「真理のたんに論理的にすぎない基準、つまり悟性と理性の普遍のかつ形式的な諸法則と認識との一致」（KrV, A59/B84）だけである。さらに、一般論理学はその諸法則と一致していないという意味での「形式」にかかわる「誤謬」を発見することはできても、「内容」にかかわる誤謬を発見することはできない（KrV, A60/B84）。例えば、「魂は実体である」という判断は、論理的な矛盾を含まない。それゆえ一般論理学だけではこの判断が言及する「魂」が、この判断を真（経験的な意味での真）にする資格を持つ「内容」（truthmakerの資格を持つ可能的経験の対象）であるのかどうかを決定することができないだろう²⁴。

このような一般論理学に対してカントは、「認識のあらゆる内容が捨象されない [...] 論理学」（KrV, A55/B80）として自らの「超越論的論理学」を構想する。「超越論的論理学」は、「アプリアリに対象に関係するかぎりで」、「そうした認識の起源や範囲そして客観的妥当性を規定するような学」である（KrV, A57/B82）。このことを久保の表現を借りて言いかえるならば、「超越論的論理学は、認識を総じて認識たらしめる根本的な条件、対象を総じて対象たらしめる根本的な条件、そしてそれらの一致を可能にする根源的な地平を問う」（久保 1987, 285）。この「根源的な地平」を問う次元では、超越論的論理学が扱う「認識」、「対象」、そして両者の「一致」は、個別的で経験的なものではない。このことは超越論的論理学に特有の真理が、「経験的真理」から区別されて「超越論的真理」と呼ばれることから理解されうる。カントはこれらを次のように区別する。

しかしあらゆる可能的経験の全体のうちに、私たちのあらゆる認識があるのであって、このあらゆる可能的経験への一般的な関係において超越論的真理は成り立

²⁴ のちに超越論的論理学では、「魂」についての判断が斥けられることを明らかにする（3.3）。

つのであり、この超越論的真理はあらゆる経験的真理に先行し、そしてこの経験的真理を可能にする。(KrV, A146/B185)

一方で「経験的真理」は、ある個別的な経験における個別的な認識とその個別的な対象との一致を意味する。他方で「超越論的真理」は「あらゆる可能的経験」の条件を問う超越論的な次元で成り立つ。そのため経験的真理は超越論的真理を前提する。このことが意味するのは、超越論的真理は、Hannaが言うように、「経験判断が真理値を持つこと」(Hanna 1993, 10)を可能にするということである。つまり超越論的真理によって、個別の経験において真／偽であることができる経験判断一般が可能になる。ただしこれによって個別的な経験判断の真偽は確定しない²⁵。

それでは経験的真理を可能にする超越論的真理とは何を指すのだろうか。カントは「それら〔純粹悟性概念〕の超越論的真理」を、「それら〔純粹悟性概念〕の客観的実在性」と言い換え(KrV, A221-222/B269)、さらに「ある認識が客観的実在性を持つ」ことを「[その認識が]ある対象と関係する」ことと言い換える(KrV, A155/B194)。このことからすると純粹悟性概念が超越論的に真であることは、純粹悟性概念が対象と関係することを意味する。ただし Zöller が言うように、超越論的真理の場合に問題になるのは「[個別的な]諸対象(Gegenstände)への認識の事実的な関係」ではなく、「“対象というもの(der Gegenstand)”への認識の原理的な関係可能性」である(Zöller 1984, 96)。

3.2 超越論的真理の成立の条件としての「総合」

ところで、どのように認識が対象一般との原理的な一致関係を持つことができるのかを問題にする場合、カントがとる戦略は、認識が認識にとって疎遠な対象とどのように関係するのかを問うことではなく、認識が対象一般をどのように構成するのかを問うことである。そして認識が対象を構成するには、純粹悟性概念と感性的直観が必要とされる。カントによれば、悟性と感性は「それらのもとでのみ対象の認識が可能となる二つの条件」(KrV, A92/B125)あるいは「心の二つの根本源泉」(KrV, A50/B74)である。両者はまったく異なる機能を持つ心の能力として「異種的」(KrV, A137/B176)である。とはいえ「これら〔悟性と感官〕が合一することからのみ認識は生じうる」(KrV, A51/B75-76)。この統一は「統覚」の「総合」が担う。この総合によって感性的直観は純粹悟性概念の規則に従う客観的对象とし

²⁵ Hanna も同様に「〔超越論的真理としての〕一致関係をうちたてることは依然として有意味な経験判断の経験的真理と経験的偽との間の区別を未決定のままにする」(Hanna 1993, 10)と言う。Hannaの論文全体はカントにおける経験的真理の諸条件の解明にあてられている。ただし、最終的にカントは「認識論的な夢の懐疑の問題」によって経験的真理の条件を基礎づけることに失敗しているとされる(vgl. Hanna 1993, 16)。

て構成され、純粹悟性概念はこの対象と一致する²⁶。というのはこの対象は、総合において感性的直観の多様が純粹悟性概念によって客観的に規定されたものだからである。

超越論的真理は純粹悟性概念と対象との間だけでなく、判断と対象との間にも成り立つ。というのは感性的直観の多様を純粹悟性概念によって総合することは判断することでもあるからである (vgl. KrV, B §19)。判断は、この総合によって可能的経験の対象に関係づけられ、それゆえ超越論的に真となる。ただしこの段階では個別的な経験判断が現にその個別的な対象と一致しているかどうかは未決定である。

整理するならば、個別的な経験判断が経験的真理の意味で真であるためには次の三つの真理の段階を経ることが必要だろう²⁷。第一段階は形式的真理の段階、つ

²⁶ より詳しく言えば感性的直観に純粹悟性概念を適用することができるのは純粹悟性概念を「図式化」することによる。そのため Longuenesse は超越論的真理を「図式論」と関係づける (Longuenesse 2007, 206)。実際、カントは次のように言う。「したがって純粹悟性概念のもろもろの図式は、純粹悟性概念に客観への関係を、それゆえ意味をもたらす、真で唯一の条件である。そしてそれゆえ諸カテゴリーは結局のところ可能的で経験的な使用以外のいかなる使用ももたない。というのは、諸カテゴリーが役立つのはただ、(根源的統覚におけるあらゆる意識の必然的な統合ゆえに)一つのアプリオリに必然的な統一を根拠として、諸現象を総合の一般的な諸規則にしたがわせて、そしてそのことによって諸現象を経験における汎通的な結合に適合せしめることだけだからである。」(KrV, A145-146/B185; vgl. Longuenesse 2007, 238 Anm.)。さらに鶴澤は超越論的真理の条件を演繹論と図式論の両方に、つまり「統覚とカテゴリーの論理的構造」と「構想力の時間図式」に求め、これら二つの条件によって「超越論的真理」が成立すると言う (鶴澤 2018, 148)。ただしヘーゲルはカント評価の際に主に演繹論に言及するため、本稿では図式論には立ち入らない。

²⁷ いくつかの先行研究でも同様の三段階が考えられている。Wagner は、①「形式論理的なもの」と②「超越論的なもの」、そして③「認識を構成する第三の要素」を挙げる (Wagner 1977, 74)。この「第三の要素」は「「経験」という表現の伝統的な意味」で呼ばれるもの、つまり「諸客観の“諸直観”なしにはまったくもって可能でないような」ものだとされる (Wagner 1977, 74)。また、Hanna は次の三つの条件をあげる。①第一の条件は「形式論理学の諸法則と合致する」ことであり、これは「あらゆる判断の真理の基礎的な必要条件」である (Hanna 1993, 11)。②第二の条件は「経験判断の客観的妥当性、つまりこの判断の truth-maker としての経験の可能的対象への被関係性」(Hanna 1993, 11)である。そして③第三の条件は「カテゴリー的な諸概念のもとでの経験的諸直観の整合的な総合」という意味での「整合性 (coherence)」(Zusammenhang)である (vgl. Hanna 1993, 11-12)。この整合性とは、「経験判断の知覚的な諸内容を順序づけるための必然的あるいは因果的な規則」が有効に適用されることである (Hanna 1993, 14)。さらに、Natterer は「カントの経験理論の複数の段階をもつ意味論」を、「形式的 - 超越論的 - 質料的真理」としてまとめる (Natterer 2003, 103)。それによると、①「形式的真理」は形式論理学によって探究され、その条件として「無矛盾性」(無矛盾律)と「根拠づけ」(根拠律)が挙げられる。②超越論的論理学は「超越論的真理」にかかわり、この超越論的真理は「対象関係すなわち二値的な真理値能力の保証」を提供する。そして③「経験的な対応 - 真理」は、「論理学の外」で求められなければならない、この真理は「形式論理学においても超越論的論理学においても基礎づけ不可能」な「質料的 (客観的) 真理」だとされる。以上の三者の解釈では、①形式的真理と②超越論的真理についての理解はおおよそ一致している。しかし第三段階を何とするかについては違いがある。Wagner は経験的真理の条件を感性的直観に求めているように思える。Hanna は、原則論の第二類推における因果性の法則での議論を援用しながら (vgl. Hanna 1993, 12 ff.)、経験的真理の第三の成立条件として因果的な規則を挙げる。そし

まり、判断が一般論理学の諸規則（無矛盾律など）と一致する段階である。第二段階は超越論的真理の段階、つまり、感性と悟性との総合によって、判断が truthmaker の資格のある可能的経験の対象に原理的に関係する段階である²⁸。第三段階は経験的真理の段階、つまり特定の個別的な判断と特定の個別的な対象（truthmaker）とが実際に一致する段階である。

3.3 超越論的真理と無

本節では超越論的真理を一層輪郭づけるために、経験的真理と超越論的真理それぞれの対立概念を考える。通例、「真理」（経験的真理）の対立概念は「偽」である。シェーンリヒに依拠すれば、経験的次元では「SはPである」という判断が偽になるのは次の二つの場合が考えられる（シェーンリヒ 2007, 63）。第一に述語 P が主語 S によって指示される対象に当てはまらない場合である。例えば「このバラは赤い」という判断において指示される〈バラ〉が〈白い〉場合である。第二に、主語 S が指示する対象が誤っている場合である。例えば、「このバラは赤い」という判断において指示されているものが実際には〈赤いカーネーション〉であるような場合である。経験判断が偽になるこれらのケースは「経験的な誤謬」（シェーンリヒ 2007, 63）と呼びうる。しかし、いずれの偽である経験判断も別の場面では真であることも可能である。したがってこの種の判断は、経験的に真でも偽でもありうるという意味で超越論的真理の段階を経ている。

これに対して判断が真理値を持ちえないケースもあろう。これは「知覚される領域にそもそも適切な対象が見出されない場合」、つまり「超越論的な次元で何かが上手くいかなかった」（シェーンリヒ 2007, 63）場合である。このような判断は、偽ではなく、そもそも「不可能〔なもの〕」あるいは「私にとって空無な〔もの〕（nichts）」であることになろう（KrV, B131-132）。本稿は、超越論的に真でない判断のリストは超越論的分析論の最後に付された「無の表」（KrV, A290ff./B346ff.）

て Natterer のまとめでは、経験的真理の第三の成立条件は、形式論理学だけでなく超越論的論理学にとってもその「外」にあるものとされる。以上のように、経験的真理の成立条件については様々な解釈がありうる。しかし本稿にとって重要なのは超越論的真理であるため、ここでは超越論的真理が経験的真理を可能にすることを明らかにするだけで十分である。

²⁸ 本稿は「真にするもの（truthmaker）」における「真」を経験的真理（ヘーゲルにとっては「正」と理解する。つまりここで言う truthmaker は、個別的な判断のような経験的真理の担い手を経験的な意味で真にするものことである。ただし第二段階の超越論的真理は、判断がそのような truthmaker の資格を持つ可能的経験の対象に原理的に関係することを保証するだけであって、その可能的経験の対象が、特定の時間・空間のなかに存在する個別的な対象として実際にその判断を真にするのかどうかについて未決定のままにする。つまり本稿は〈ある判断が truthmaker の資格を持つ可能的経験の対象に原理的に関係すること〉を、〈ある判断がいずれかの時間・空間において個別的な対象と一致することが可能であること〉と理解する。別の言い方をすれば、ある判断が truthmaker の資格を持つ可能的経験の対象に原理的に関係するかがり、その判断が次節で論じる「無」に陥る可能性は排除されているが、経験的に偽である可能性は排除されていない。

から得られると解釈する²⁹。その際、本稿は滝沢に依拠して無の表を「経験判断の成立条件からの逸脱」（滝沢 2016, 85）の種類のリストと理解したい³⁰。この「逸脱」は、本稿の理解では、ある判断が可能的経験の対象（truthmakerの資格のある対象）を持たず、それゆえ超越論的に真でないことを意味する。

無の表は「量」「質」「関係」「様相」の四つのカテゴリーに関係するかたちで、四つに区分される。ここでは無の表のなかで、「量」のカテゴリーに関係する「思考物」（KrV, A292/B348）としての「無」を例にとる。「思考物」の候補には「ヌーメノン」（KrV, A290/B347）としての「魂」が挙げられる。例えば「魂は不死である」という判断が真であるためには、魂がその判断の truthmaker の資格を持つ可能的経験の対象でなければならない。しかし魂は感性的に与えられて量的に数えることができるようなものではない。というのは、「この」や「いくつかの」そして「すべての」といった仕方で数えることができるのは、フェノメノンだけだからである³¹。魂は量のカテゴリーにしたがわない思考物として無である。このような無を対象にする判断は、経験的に真でも偽でもありえず経験判断の失敗である³²。

以上の議論から、経験的真理の対概念が「偽」であるのに対して、超越論的真理の対概念は「無」となる。本稿はこの点をヘーゲルの議論と関連づけたい。というのは、カントにとって諸カテゴリーがそれらなしには判断の対象が「無」になるような基礎的な構造であるのと同様に、ヘーゲルにとっても思考諸規定はそれらなしには事物そのものが「無」であるような基礎的な構造だからである³³。

4 ヘーゲルの思考諸規定における同一性テーゼ

以下ではヘーゲルの同一性テーゼを主題にする。本節では、判断論における同一性テーゼに立ち入る前に、思考諸規定一般における同一性テーゼの内実を明らかにする。前節まででは、カントにおいては、超越論的真理が、個別的な判断の経験的真理を可能にするものとして、経験的な次元よりも基礎的な次元で問題になる

²⁹ 本稿と違って、シェーンリヒは超越論的な次元での判断の誤りの事例として「夢」や「幻覚」を挙げる（シェーンリヒ 2007, 63）。その他超越論的真理の対概念としてすぐに思いつくのは「超越論的仮象」（Prauss 1969, 182 Anm.; Zöller 1984, 95 も参照）だろう。

³⁰ Paimann も「超越論的演繹論がカントの真理論として理解されうる [...] 一方で、無は真理を外から境界づけることとして理解されうる」（Paimann 2001, 796）と言う。つまり無の表は「もはや知ることのできないものの領域」として、超越論的演繹論で示される「有意味な知の領域」を際立たせる（Paimann 2001, 796）。

³¹ カントは次のように言う。「量一般の概念を説明するには、量とは、一が事物において何回措定されるかを考えることができるようにする事物の規定であるというようにして以外には誰も説明できない。しかしこの何回ということは、継起的な反復に、それゆえ時間および時間における（同種なものの）総合に依拠している」（KrV, B300）。

³² 以上の説明は滝沢 2016, 83-82 を参考にした。

³³ ただし、ヘーゲルはカントの無の表に対応するものを「無」と呼ぶわけではない。ヘーゲルにとって「無」は思考諸規定（さらには事象の当為としての事象の概念や理念）によって規定されないもの一般のこと、つまり存在者の資格のないもののことである。

ことを明らかにした。これと同様にヘーゲルが思考と存在との同一性を考える場合、経験的な次元での個別的な思考と個別的な事物との同一性ではなく、思考一般と「諸事物の諸本質性」(GW20, §24) が同じ基礎的な思考諸規定によって構成されているという意味での同一性が理解されている。思考諸規定がどのようにして「基礎的」であるのかは以下のヘーゲルの記述から理解できる。ヘーゲルは、「思考諸規定」をたんなる「外的な諸形式」(GW21, 15) として扱う理解を批判したあとに次のように言う。

[...] 本性や本来的な本質、また現象するものの多様性や偶然性および一過性の外的な現われのもとにあって真に持続し実体的であるものは、事象の概念であり事象自身のうちで普遍的なものである。それは、あらゆる人間個人がたしかに無数に固有のものを持ちながら、人間であるという点において自分のすべての固有性のうちで第一のものを自己のうちに持つと同様にである。[...] 仮にこうした基礎がさらにきわめて多くのその他の述語を備えつけられたものから取り除かれたとしたら、この基礎が他の述語と同じように「述語」と呼ばれることができるにせよ、そうした個人がなお何であるとされるのかは語りえないことになろう。(GW21, 15)³⁴

「事象の概念」つまり思考諸規定は、経験的な規定とは違って、事象の「本来的な本質」であり、事象にとって「第一のもの」として事象の「基礎」だとされる。

ヘーゲルはこのことを説明するために「人間」という類概念を例に出す。個々の人間は〈優しい〉や〈賢い〉といった「無数に固有のもの〔規定〕」を持ちうるが、その個人にとって最も基礎的な規定は「人間」である。というのは「人間」という規定なしにはそもそも「個人」については語りえないからである。これと同様に、事象一般に帰属しうる規定は無数にあるが、そのなかでも思考諸規定は、これらなしには事象を何らかの規定されたものとしては「語りえない」、つまり事象が無になるという意味で、事象一般の規定にとって最も基礎的である。例えばヘーゲル論理学の序盤で扱われる「定在 (Dasein)」(「規定された存在」(GW21, 96)) について言えば、〈ある事象が規定されて在る〉ということが成り立たなければ、その事象はそもそも〈何かである〉ような存在者であることができなくなる。〈何かである〉とは言えず、ただ〈ある〉としか言えない「純粹存在」は、その「純粹な無規定性」ゆえに、ヘーゲルにとっては「無」に等しい (GW21, 69)。

ただし、思考諸規定が「基礎的」だとされるのは、事象が主観の側にある思考諸規定をとおしてしか認識されえないという主観的観念論的な意味においてはな

³⁴ 同様の「類」概念とのアナロジーは『エンツェクロペディ』の 24 節の補遺にも見られる (GW23.3 §24, S. 818-819)。そこでは、「それらのうちで主観的なものと客観的なものとの対立が [...] なくなるところの思考諸規定」が「動物」という類の例によって説明される。

い。ヘーゲルによれば「概念の論理的形式」は「非精神的な形態」（自然）にも「精神的な形態」にも依存せず、「精神の段階と同様に自然の段階も成す自体的かつ対自的な概念」だとされる（GW12, 20）。つまり思考諸規定は精神にも自然にも還元されえずそれ自体で独立しており、むしろ両者の本質性を構成するという意味で基礎的である。ヘーゲルにとっては、精神と自然、思考と存在との同一性は、これら両項が基礎的な次元において互いに同じ概念的本性を持つという点に成り立つ。Houlgate が言うように、「もろもろの存在者は論理的な形式や構造を示しており、これらの形式や構造は思考にとって理解可能であり、そして私たちの基礎的な諸カテゴリーの構造と同じである」（Houlgate 2006, 117）。思考諸規定は、存在者の具体的な性状を規定することはないが、しかしそれらなしには存在者がそもそも存在者として存在することができず、それゆえ私たちが存在者について理解することもできないという意味で、存在と思考にとって「基礎的」である³⁵。

さらにヘーゲルは概念と事象の二元論だけでなく悟性と感性の二元論も批判する。たしかにヘーゲルはカントの超越論的真理が成り立つ条件としての「総合」が扱われる演繹論を念頭に置きながら、そこでは「真理である概念と事物との同一性」が述べられていると評価する（GW12, 23）。他方でヘーゲルはカントによる「総合」という表現が「それ自体で独立に分離されているようなものどもの外的な統一やたんなる結合」を思い起こさせる点を批判する（GW12, 22）。実際カントにとっても悟性と感性は同じ心に属しつつもやはり異種的である（3.2）。石川求が言うように、カントの場合、「ただ総合（Synthesis）することによってのみ、かろうじて両者は手を組める」にすぎず、総合による「認識」は「互いに溶解しないものの混交であり、おのずと調和しないものの合成なのである」（石川 2018, 148）³⁶。

カントと違って、ヘーゲルにとって感性的なものは概念から独立していない。カントの「総合」は与えられた感性的直観の多様を概念によってまとめる働きであるのに対して、ヘーゲルの「総合」は概念の「絶対的規定性」つまり概念の自己規定の働きとして「多様性」をもたらす働きである。ヘーゲルは以下のように言う。

総合は概念の規定性であり、それゆえ絶対的規定性、個別性であることによって、概念はあらゆる有限な規定性や多様性の根拠であり源泉である。（GW12, 23）

一方でカントの「総合」は、感性と悟性という異種的なものを結合するという方向性を持つ。他方でヘーゲルの「総合」は、一つの統一的な概念が自己を規定して「多

³⁵ 思考諸規定にかかわる同一性テーゼについての本稿の解釈は、第一に、思考諸規定を現象ではなく事物そのものの規定と見なす点で、いわゆるカント的な二元論ではなく、第二に、思考諸規定をとおして思考が事物そのものにアクセス可能であると理解する点で、思考の秩序と存在の秩序についてのいわゆるスピノザ的な並行論でもない。

³⁶ ただし石川はこの消極的な帰結に「誤謬を防止する」（KrV, A795/B824）という批判哲学としての『純粹理性批判』の積極的な意義を認める（石川 2018, 150）。

様性」をもたらすという反対の方向性を持つ³⁷。このことから帰結するのは、ヘーゲルにとって、「多様性」や感性的なものは概念から独立しておらず、むしろそれ自身すでに概念的な構造を持つということである。

概念の自己規定が最初に明確に登場するのは判断論である。ヘーゲルにとって「判断 (Urteil)」は分離された主語と述語との結合ではなく、「概念の絶対的で根源的な分割 (die absolute, ursprüngliche Teilung)」(GW12, 52) である。つまり「判断」とは、まずもって概念が主語 (定在) と述語 (普遍的本性) とに自己を分割することである。このことから帰結するのは、個別的な定在 (Dasein) と普遍的な本性とが、異種的なものではなく、同じ一つの概念的構造を持つということである。以下ではヘーゲル判断論における同一性テーゼを理解するのに必要なかぎり、ヘーゲル判断論に立ち入る。

5 ヘーゲル判断論における同一性テーゼ

本節では判断論を手掛かりに同一性テーゼを論じる。まずは判断一般がどのような意味で思考と事物にとって同じ基礎的な規定であるのかを明らかにする。そのあと、判断形式が同一性テーゼに基づいてどのように正を可能にするのかを明らかにする。

5.1 「判断」一般が思考一般と存在一般を規定すること

以下では思考諸規定のうちの「判断」に焦点を絞って、同一性テーゼが「判断」のなかでどのように機能するのかを明らかにする。Longuenesse が言うように、ヘーゲルにとって「判断はたんなる心理学的なプロセスというよりは存在そのものの様式である」(Longuenesse 2007, 202)³⁸。実際ヘーゲルは「あらゆる事物は判断である」(GW20, §167) と言う。思考諸規定一般がそうであるように、判断もそれなしには事物が「無」になる基礎的な構造である。ヘーゲルは次のように言う。

³⁷ 概念章でもヘーゲルは「否定の否定として普遍的なものは、絶対的規定性または個別性と具体化である」(GW12, 35) と言う。ただしこの概念の自己規定の働きとしての優れた意味での「個別性」と、「定在の判断」で登場する主語の「個別的なもの」は位相が異なる。前者の個別性の働きによって概念が「根源的分割」(GW12, 52) をすることで、互いに他方から区別された個別的なもの (主語) と普遍的なもの (述語) が登場する。

³⁸ ただし本稿と違って、Longuenesse はヘーゲルをカントの超越論的統覚の徹底化という文脈で理解しているように見える (vgl. Longuenesse 2007, xix, 217)。実際、判断論の解釈でも、Longuenesse はつねに「概念」と「自我」を同一視しながら概念の根源的分割としての判断を理解する (vgl. Longuenesse 2007, 204, 206)。この解釈では判断は、概念 = 自我が感性的なものと反省された規定へと根源的に分割することとして理解される。たしかにこの理解では、感性与悟性との分離を概念 = 自我の根源的同一性のもとで解消できるかもしれないが、しかしこのことが自我のなかでしか生じないのだとすれば、自我という枠組みを画定する際にその枠外に取り残されるものが「物自体」の想定としてつねに残りつづけるだろう。

事物の定在と事物の普遍的本性（事物の身体と事物の魂）はたしかに統合されている——さもないとすれば事物は無であろう——が、しかしこれら事物の諸契機はすでに異なっていると同時に、そもそも分離可能である。（GW20, §168）

ここでは判断における主語（「定在」）と述語（「普遍的本性」）との同一性（「統合」）と区別（「分離」）について語られている。一方で定在と普遍的本性が同一でなければならぬのは、或るものが規定されているためには他のものとの関係を可能にする普遍的な契機が必要だからである³⁹。それゆえ述語や性質なしには、主語や事物は無規定的な「無」である。ヘーゲルによる別の表現で言えば、「述語を欠いた主語は、現象において諸性質を欠いた事物、物自体、空虚で規定されていない根拠である」（GW12, 57）。つまり、ある事物が何らかの性質を持つ事物として現象するには、そのような事物は判断の構造を持っていなければならない、さもないと空虚で無規定的なものになってしまう。他方で、定在と普遍的本性は区別されていなければならない。なぜなら、仮に両者が完全に同一であったら事物は何も規定されないことになるからである。例えば「植物は植物である」によっては「何も言われていない（Nichts gesagt ist）」（GW11, 264）。

以上のように、判断する思考と判断される事物が現にどのような性状を持っているにせよ、判断は、思考が「事物は何であるか」を言明するために必要な論理的構造であるとともに、事物が規定されたものとして存在するために必要な論理的構造でもある。カントの場合には「総合」が超越論的真理を成り立たせて、この超越論的真理が成り立たない場合は「無」が帰結し、個別的な経験判断の失敗が帰結する。同様にヘーゲルの「判断」も判断する思考と判断される事物にとって同じ基礎的な論理的構造であり、この同一性が成り立たない場合は「無」が帰結し、事物については何も語りえないことになる。ただし、カントの場合には、感性的直観の多様性が概念から独立に前提されるのに対して、ヘーゲルの場合には、そもそも事物が規定されているためには、その事物は「判断」の構造を持っていなければならない

³⁹ この点についてはヘーゲルによる以下の記述を参照。「定在するものは、自分の自己内存在から外に出て連関や相関の普遍的な境位へと、つまり現実性の否定的な諸関係や交替へと歩み出る。これは他のものどもへの個別的なものの連続性であり、それゆえ普遍性である。」（GW12, 57）。例えば「このバラは赤い」という判断において、「このバラ」は「赤さ」という普遍的な性質を通して、同じ性質を持つ他のものとの関係やその性質を知覚する主体との関係を潜在的に持つ。ここで重要なのは、定在するものは、「普遍的な境位」なしにそれ自体で規定性や多様性を持つのではなく、「普遍性」を通して他のものとの関係や「交替」すなわち変化に晒されるということである。このことは、4節で示した、概念の「絶対的規定性」が「有限な規定性や多様性の根拠であり源泉」であるというヘーゲルの「総合」理解についての、判断論的な説明を提供する。つまり定在するものは、独立に規定性や多様性を持つわけではなく、概念の自己分割（判断）の所産として、根源的に普遍的な性質と関係づけられていることによって、何らかの規定性を持つことができ、かつ他のものに開かれた窓を持つことができるのである。

い。この点で、カントとヘーゲルのあいだには、感性的なもの（定在するもの）についての位置づけの違いがある。

5.2 ヘーゲル判断論における思考様式と存在様式の変容

判断が思考だけでなく事物そのものを規定する基礎的な構造であるというヘーゲルの見解によって、感性的なものの位置づけについてカントとヘーゲルとの違いが際立つ。カントにとって感性的直観は純粹悟性概念から独立した認識の構成要素である。なぜなら感性的直観なしには「対象への私の表象の関係の根拠は何も考え出されることはできず、そうだとすると私の表象は靈感に依拠しなければならないことになろう」（AA. IV, 282）からである。しかしまた感性的なもの（「現象」）はそれだけでは「経験的直観の無規定的な対象」（KrV, A20/B34）であり、概念によって規定されるべきものである。そして対象が客観的对象であるためには悟性による規定が必要である。それゆえ感性的直観だけでは表象が客観的对象へと関係づけられているかどうかは未決定である。

ヘーゲルの場合、感性的なものはカントの場合のように概念から独立した位置を持たず、「個別的なもの」として概念的な性格を持つ⁴⁰。さらに判断論においては、個別的なものはその他の概念諸規定（普遍的なもの、特殊なもの）との関係の仕方によってその内容を変える。この概念諸規定の関係は「論理的内容」（GW12, 64）と呼ばれる。ヘーゲル判断論の主要な課題は各判断形式の論理的内容そのものを批判的に分析するなかで、判断形式を網羅的に導出することである。ただし本稿は判断論全体を検討することを目的にはしていない。本稿が関心を持つのは、判断における同一性テーゼを示すこと、つまり判断形式が判断主体の思考様式と判断対象の存在様式を規定する同じ基礎的な構造であることを示すことである。そのために明らかにすべきことは、各判断形式における概念諸規定の関係の仕方の違いによって、主語となる対象の在り方と述語となる普遍性の候補も変化すること、さらに判断対象の存在様式と判断主体の思考様式も変化することである。以下では同じ「個別は普遍である」という定式をとる、定在の判断の「肯定判断」と反省の判断の「単称判断」を対比することで、異なる判断形式のもとで異なる判断主体の思考様式と判断対象の存在様式が示されることを明らかにする。

まず肯定判断について見ていく。肯定判断の例は「この葉は緑である」である。肯定判断のもとでは、個別的なものと普遍的なものは「直接的なもの」である（GW12, 63）。そのため両者を関係づける「である」（コプラ）も外的な結合でしか

⁴⁰ 当然「個別性」概念によって感性的なものが現にどのような性状であるかは規定されない。個別性はただ感性的なものをその存在様式に関して「相互外在（Außereinander）」（GW20, §20 A.）として規定するだけである。なお『自然哲学』では、「まったく抽象的な相互外在」は「空間と時間」の特徴である（GW20, §253）。

ない。このような肯定判断の判断形式に従って、一方で事物は知覚された個別的なものとして現象し、他方で判断主体は知覚する主体として判断対象に関わる。したがってヘーゲルにとって肯定判断は、「SはPである」という文法形式をとるあらゆる言明に該当するのではなく、直接的な事物とその事物に付帯する「直接的な（それゆえ感性的な）質」（GW20, §172）との関係が問題になる言明に該当する。そのため肯定判断が経験的に真であるために問題になるのは「直観や知覚の正しさ（Richtigkeit）、表象と対象との一致」（GW12, 65）である。

この「正しさ」は2節で言及した「正」であり、カントにおける経験的真理に対応する。カントにとってはこの経験的真理／偽を可能にするのが超越論的真理であった。同様にヘーゲルにとっても、判断形式そのものにおける思考一般の様式と存在一般の様式との同一性は、個別的な判断が正／偽であることを、つまり真理値を持つことを可能にする。というのは、判断主体の思考を規定するのと同じ判断形式が、判断対象を基礎的な次元で規定するからこそ、判断主体による個別的な判断は、その判断対象と経験的な次元で一致したりしなかったりできるからである。仮に判断対象の存在様式が判断主体の思考様式と同じ判断形式によって構成されていないならば、判断主体と判断対象はまったく異種的なものとなり、判断主体はそもそも何らかの対象そのものについて個別的な判断を下すことはできないであろう。判断主体の思考様式と判断対象の存在様式が基礎的な次元で同じ判断形式を持つからこそ、個別の判断内容と個別の判断対象は経験的な次元で一致したりしなかったりできる。

次に単称判断について見ていく。単称判断では次のようにして主語となる個別的なものと述語となる普遍的なものとの関係が変わる。「むしろ述語は、あの個別的なものが偶有的なものとしてそのもとに包摂されるどころの、自体的に存在するものである」（GW12, 72）。つまり個別的なものは、その他の個別的なものとともに普遍的なもののもとに包摂されるものとして、「他のもの、つまり外界との関係ないし連関」（GW20, §174）を持つ。このような単称判断の例は、「この葉は薬効を持つ」⁴¹である。この個別的なもの（「この葉」）は、肯定判断の直接的な対象と違って、一方では他のもの（例えば人間）に対する関係において薬効を持ち、他方では普遍的なもの（薬効を持つもの一般）というクラスの一つの要素として他の要素と関係する。そのため個別的な単称判断が「正」であることができるためには、単称判断の判断主体は、眼前の対象を知覚するだけの主体では不十分であり、さらにその対象と他のものとの関係を反省ないし比較して、その対象を何らかのクラスに包摂することができなければならない。

⁴¹ 実際に挙げられている例は「この植物は薬効を持つ」（GW23.3, §174 Z., S. 936）である。

以上の対比から次のことが明らかになる。カントにおいては感性的なものは概念から独立した所与として一定である。これに対して、ヘーゲルにおいては感性的なものは、「個別的なもの」という概念的な性格を持ち、しかもこの個別性が各判断形式においてどのようにその他の概念諸規定と関係するのかに応じて個別性の在り方も変わるといふ点で、感性的なものは一定ではない。Harrelson の解釈を援用すれば、ヘーゲル判断論では判断形式の変化にともなって各判断の「存在論的前提条件」、それゆえ判断対象の存在様式も変化する⁴²。これに付け加えて、判断対象の存在様式の変化とともに、それに応じた判断主体の思考様式も変化する⁴³。前述の対比にもとづくならば、一方で肯定判断の形式は判断主体の思考様式を知覚として規定し、判断対象の存在様式を直接的な対象として規定するが、他方で単称判断の形式は判断主体の思考様式を反省として規定し、判断対象の存在様式を他のものと同様にする対象として規定する。このことが可能であるのは、判断形式において判断主体の思考様式と判断対象の存在様式が同一であるから、つまり判断形式が思考と存在をともに規定する基礎的な構造だからである。このことは、ヘーゲルが経験なしに概念諸規定の関係からなる判断形式だけで経験的に真なる判断が可能だと主張している、ということの意味しない。むしろ判断形式は、判断対象の側から

⁴² Harrelson によると、判断論において「彼〔ヘーゲル〕は、様々なタイプの文〔判断〕に属する、ずらりと並ぶ存在論的な諸前提を区別する」のであり、「彼の主要なテーゼは、すべての文が同じ存在論を要求するわけではなく、むしろ多様な文形式は多様な〔存在論的〕諸前提を含む、ということである」（Harrelson 2015, 1261）。また Longuenesse は、判断形式に応じて判断主体の思考様式と判断対象の存在様式が変容するという『大論理学』の判断論の議論を、『精神現象学』の意識の経験の行程における「意識」と「客観」との「変容」と関連させる（vgl. Longuenesse 2007, 207-208）。本稿は Longuenesse のこの洞察に部分的に賛同するが、ただし本稿の理解では、『大論理学』の判断論で問題になるのは、意識の経験ではなく、いわば意識と意識の対象が持つ同じ概念的本性としての判断形式そのものである。この位相の違いは、『精神現象学』特有の「含意的な現象学的真理概念」と『大論理学』の前提となる「カテゴリー的真理概念」（思考と存在との同一性）との Aschenberg による区別に対応するだろう。Aschenberg によると、両者はたしかに「認識論的真理概念」（正）と違って「同一次元の相関項の合致」として理解されうるが、しかし前者が「意識に内在する相関的な諸契機、ノエマ（知、意識にとって）と対象（真理、自体）との一致または対応」であるのに対して、後者は「それ自身において原理的に同一的な思考の次元」における同一性を意味する（vgl. Aschenberg 1976, 249-250）。つまり『精神現象学』では相関項は意識に内在するかぎりでの同一の次元にあるのに対して、『大論理学』では意識の対立から解放された純粋思考において思考と存在が同一の次元にある。この区別を考慮すると、『精神現象学』における意識と客観との変容と、『大論理学』判断論における判断主体と判断対象との判断形式にともなう変容とを単純に同一視することはできない。

⁴³ その他の判断タイプにおける「個別は普遍である」という定式をとる判断形式について言えば、「必然性の判断」の定言判断では、判断主体の思考様式は判断対象の「内在的本性」（GW12, 78）である「類」（GW12, 77）を認識するような思考であり（ヘーゲル自身は必然性の判断をのちの「定義」（vgl. GW12, 210）や「分類」（vgl. GW23-2, 781）と関連づける）、他方で判断対象は類の例や種という存在様式をとる。「概念の判断」では判断主体の思考様式は「価値判断」（GW12, 84）する思考であり、他方で判断対象は自分の当為を含みながら特殊な性状のもとで外的に現実存在する事象という存在様式をとる（vgl. GW12, 84）。

言えば判断対象の現象の仕方を制約し、判断主体の側から言えば判断主体が判断対象を経験する仕方を制約するだけである⁴⁴。

6 おわりに

以上で、ヘーゲル判断論において思考と存在との同一性は、判断主体の思考様式と判断対象の存在様式とが同じ判断の構造を持つことを意味するということを明らかにした。ただし、カントの超越論的真理の場合と同様に、ヘーゲルの場合も判断形式における思考と存在との同一性は個別的な判断が個別的な対象と現に一致するか否かまでは決定しない。とは言え経験的な次元で判断主体が持つ個別的な判断内容と個別的な判断対象との一致／不一致（正／偽）が可能であるのは、判断する主体と判断される対象が基礎的な次元で同じ判断形式を持つからである。

以上の解釈から以下のことが帰結する。つまり、ヘーゲルにとって判断論における同一性テーゼが意味するのは、「この葉は緑である」という判断主体の個別的な

⁴⁴ 本稿の解釈に関しては、判断対象の同一性と判断主体の同一性がどのように保証されるのか、という疑念が生じるだろうから、この点について述べておく。本稿が主張するように各判断形式が互いにまったく異なる思考様式や存在様式を示すとしたら、それらの異なる思考様式の間にも、異なる存在様式の間にも統一が成り立たないように思われるかもしれない。その場合、例えば「この葉は緑である」と「この葉は葉効を持つ」という異なる判断形式に基づく判断のもとでは、思考に関して言えば同じ判断主体がそれら二つの判断をしている可能性がなくなるだろうし、また対象に関して言えば同じ〈この葉〉について判断される可能性がないことになる。そうならないためには、異なる判断諸形式を統一する原理が必要である。Schäferが指摘するように、カントの場合には、この統一を担うのは自己意識（「私は考える」）である。「判断の諸機能はその場合、ただ「私は考える」という統一のさまざまなアスペクトをそれぞれ種別化するもろもろの分節化なのである」（Schäfer 2006, 52）。他方で Schäfer によれば、ヘーゲルは、カントと違って、判断諸形式を統一する役割を自己意識ではなく「概念」（Schäfer 2006, 52）に担わせる。つまりヘーゲル判断論では、「概念」が自己展開的にさまざまな判断諸形式に自己を分節化するが、概念のこうした「連続的なプロセス」（Schäfer 2006, 52）に依拠してそれらの判断諸形式の統一が保たれる。Schäfer の論文は、判断論におけるこの概念の自己展開的な叙述によって、一方で「思考するものの、つまり判断を遂行する行為者である主観性の同一性」（Schäfer 2006, 48）または「主観性のノエシス的統一」（Schäfer 2006, 67）と、他方で「思考された内容つまり思想における同一性」（Schäfer 2006, 48）または「思想のこのノエマ的統一」（Schäfer 2006, 67）が保証されることを示そうとするものだろう。本稿の言い方では、前者は判断主体のもろもろの思考様式の同一性または統一に当たり、後者は判断対象のもろもろの存在様式の同一性または統一に当たる。そのかぎりでは本稿は Schäfer の解釈に賛同して、ヘーゲル判断論では、判断諸形式が概念の一つの連続的なプロセスによって分節化されているがゆえに、各判断形式における異なる思考様式相互の統一と、異なる存在様式相互の統一が保証される、と理解する。つまり「この葉は緑である」と「この葉は葉効を持つ」という異なる判断形式に基づく二つの判断は、それらの判断形式が一つの自己展開的な「概念」に根差すかぎりでは、同一の判断主体による判断であり、かつ同一の判断対象についての判断であることができる。Schäfer の言葉遣いは超越論哲学的な解釈を思わせるが、いずれにせよ、本稿の立場は「概念」とその概念の分節化としての判断諸形式を「精神」にも「自然」にも、つまり判断主体にも判断対象にも還元されえず、むしろ両者を基礎的な次元で規定するものと理解する（4節）。この意味において本稿は「それゆえヘーゲルはその判断の構想に関して一面的な主観主義とも一面的な客観主義とも非難されることはできない」（Schäfer 2006, 67）という Schäfer の主張に賛同する。

思考内容と世界のなかの個別的な事態との同一性ではなく、〈判断主体の思考様式と事態の存在様式とが基礎的な次元で同じ判断形式をとるという意味での同一性〉である、ということである。したがって同一性テーゼは、真理の同一説(Halbig)が想定するように、個別的な判断と個別的な事態との間に成り立つわけではなく、超越論的真理と同じように、経験的真理つまり「正」を可能にする基礎的な次元で成り立つのである。

凡例

ヘーゲルからの引用は G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Hamburg, 1968f.に依拠し、略号 GW の後に巻数と頁数を付す。ただし『エンツュクロペディ』からの引用の場合は略号 GW の後に巻数と節番号を付し、さらに補遺からの引用の場合は頁数も付す。カントからの引用は『純粋理性批判』の場合には KrV という略号の後に第一版を A、第二版を B とし、それぞれの頁数を付す。その他の著作の場合にはアカデミー版全集に依拠し AA という略号の後に巻数をローマ数字で頁数をアラビア数字で付す。また、引用文中の亀甲括弧〔 〕は引用者による挿入である。

文献表

- Aschenberg, Reinhold. [1976]. *Der Wahrheitsbegriff in Hegels „Phänomenologie des Geistes“*, in: *Die ontologische Option. Studien zu Hegels Propädeutik, Schellings Hegel-Kritik und Hegels Phänomenologie des Geistes*, hrsg. von Klaus Hartmann, Berlin, S. 211-308.
- Baldwin, Thomas. [1991]. *The Identity Theory of Truth*, in: *Mind*, Vol. 100, pp. 35-52.
- Baum, Manfred. [1983]. *Wahrheit bei Kant und Hegel*, in: *Kant oder Hegel? Über Formen der Begründung in der Philosophie*, hrsg. von Dieter Henrich, Stuttgart, S. 230-249.
- Ficara, Elena. [2021]. *The Form of Truth. Hegel's Philosophical Logic*, Berlin.
- Halbig, Christoph. [2002]. *Objektives Denken. Erkenntnistheorie und Philosophy of Mind in Hegels System*, Stuttgart/Bad Cannstadt.
- Hanna, Robert. [1993]. *The Trouble with Truth in Kant's Theory of Meaning*, in: *History of Philosophy Quarterly*, vol. 10, issue 1, pp. 1-20.
- Harrelson, Kevin J. [2015]. *Logic and Ontology in Hegel's Theory of Predication*, in: *European Journal of Philosophy*, 23 (4), pp. 1259-1280.
- 堀永哲史. [2019]. 「ヘーゲル『大論理学』本質論の始まりにおける媒介論」, 『ヘーゲル論理学研究』第 25 号, ヘーゲル〈論理学〉研究会編, 51-64 頁.
- Houlgate, Stephen. [2006]. *The Opening of Hegel's Logic. From Being to Infinity*, Purdue University Press.
- Inwood, Michael. [1992]. *A Hegel Dictionary*, Blackwell Publishers.
- 石川求. [2018]. 『カントと無限判断の世界』, 法政大学出版局.
- 久保元彦. [1987]. 『カント研究』, 創文社.
- 黒崎剛. [2016]. 「学の始元」としての「思考と存在との同一性」——ヘーゲル論理学の始元論の手続き問題と意味『情況』六・七月, 145-160 頁.
- Lau, Chong-Fuk. [2004]. *Hegels Urteilkritik. Systematische Untersuchungen zum Grundproblem der spekulativen Logik*, München.
- Longuenesse, Béatrice. [2007]. *Hegel's Critique of Metaphysics*, trans. by Nicole J. Simek, Cambridge University Press.
- McDowell, John. [1996]. *Mind and World. With a New Introduction*, Harvard University Press. (ジョン・マクダウェル『心と世界』神崎繁・河田健太郎・荒畑靖宏・村井忠康訳, 勁草書房, 2012 年.)

- Natterer, Paul. [2003]. *Systematischer Kommentar zur Kritik der reinen Vernunft. Interdisziplinäre Bilanz der Kantforschung seit 1945*, Berlin.
- Ng, Karen. [2020]. *Hegel's Concept of Life. Self-Consciousness, Freedom, Logic*, Oxford University Press.
- Paimann, Rebecca. [2001]. Kants Tafel des Nichts in ihrer Bedeutung für die *Kritik der reinen Vernunft*, in: *Kant und die Berliner Aufklärung*, S. 791-800.
- Prauss, Gerold. [1969]. Zum Wahrheitsproblem bei Kant, in: *Kant-Studien*, 60, S. 166-182. (G・ブラウス「カントにおける真理問題」黒崎政男訳, 『理想』, No. 565, 1980年, 4-28頁.)
- Schäfer, Rainer. [2006]. Hegels identitätstheoretische Deutung des Urteils, in: *Hegels Lehre vom Begriff, Urteil und Schluss*, hrsg. von Andreas Arndt, Christian Iber und Günter Kruck, Berlin, S. 48-68.
- Schnädelbach, Herbert. [1993]. Hegels Lehre von der Wahrheit. Antrittsvorlesung an der Humboldt-Universität zu Berlin am 26. 5.1993, in: *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 41, issue 5, S. 799-813.
- シェーンリヒ, ゲアハルト. [2007]. 「対応説としてのカントの真理論」高畑祐人訳, 『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第13号, 45-66頁.
- Stern, Robert. [1993]. Did Hegel Hold an Identity Theory of Truth?, in: *Mind*, Vol.102, pp. 645-647.
- 滝沢正之. [2016]. 「カントにおける「無」の問題」, 『駒澤大学文化』第34号, 92-55頁.
- 鶴澤和彦. [2018]. 「カテゴリーの演繹論と図式論——超越論的真理概念をめぐって」, 『新・カント読本』牧野英二編, 法政大学出版局, 139-149頁.
- Wagner, Hans. [1977]. Zu Kants Auffassung bezüglich des Verhältnisses zwischen Formal- und Transzendentallogik. Kritik der reinen Vernunft A 57-64/B 82-88, in: *Kant-Studien*, Bd. 68, S. 71-76.
- Zöller, Günter. [1984]. *Theoretische Gegenstandsbeziehung bei Kant. Zur systematischen Bedeutung der Termini „objektive Realität“ und „objektive Gültigkeit“ in der „Kritik der reinen Vernunft“*, Berlin.

Hegel's Concept of Truth as the Identity of Thought and Being in His Theory of Judgment:

A Comparison with Kant's Transcendental Truth

Satoshi HORINAGA

In this paper, I discuss Hegel's concept of truth as the identity of thought and being in his theory of judgment. In his *Science of Logic*, Hegel presupposes "the liberation from the opposition of consciousness"(GW21, 33), that is, the opposition between consciousness and its objects. Hence, Hegel's *Logic* presupposes the identity of thought and being. Christoph Halbig reads Hegel's identity thesis as the identity theory of truth. According to the latter, the truth of judgement consists in the identity of judgement's content with a state of affairs in the world. However, Hegel's identity thesis does not consist between the individual content of the empirical judgement and the individual state of affairs, i.e., on the empirical level, but between "thought-determinations" and "the essentialities of things", i.e., on the fundamental level. To explain this, I compare Hegel's identity thesis with Kant's concept of "transcendental truth" in the *Critique of Pure Reason*, which "precedes all empirical [truth], and makes it possible"(KrV, B185). The transcendental truth is the correspondence between a judgement in general and its possible object, while the empirical truth is the correspondence between an empirical judgement and its individual object. I try to show that Hegel's identity thesis, like Kant's transcendental truth, makes all empirical truth (i. e., correctness, for Hegel) possible.